

平成23年1月13日

函館市自転車競走電子マネー決済投票の利用に関する規約の変更について

函館競輪場 e スマート倶楽部利用規約第5条に定める会員資格の有効期限変更に伴い、函館市自転車競走電子マネー決済投票の利用に関する規約第13条に定める電子マネーサービスの有効期間の満了日を変更いたします。

(変更内容)

最後に利用した日から1年間 → 委託契約期間が終了する日まで

※「委託契約期間が終了する日」は、平成28年3月31日となります。

改正前	改正後
<p>(電子マネーサービスの有効期間の満了日)</p> <p>第13条 第7条から第12条までに記載している電子マネーサービスについての有効期間の満了日は、<u>当场において電子識別カードを最後に利用した日から1年間を経過した日</u>とします。</p> <p>ただし、電子マネー残額の払戻については、<u>当场において電子識別カードを最後に利用した日から1年を超えた場合は、本人確認をしたうえで、払戻をします。</u></p>	<p>(電子マネーサービスの有効期間の満了日)</p> <p>第13条 第7条から第12条までに記載している電子マネーサービスについての有効期間の満了日は、<u>第6条に規定する委託契約期間が終了する日</u>とします。ただし、電子マネー残額の払戻については、<u>委託契約期間が終了する日を超えた場合は、本人確認をしたうえで、払戻をします。</u></p>

函館市自転車競走電子マネー決済投票の利用に関する規約〔平成22年4月1日制定〕

函館市自転車競走電子マネー決済投票実施規則（平成22年函館市規則第37号。以下「規則」という。）第7条に規定する市長が別に定める電子投票の利用に関する規約は、次のとおりとします。

第1章 総則

（遵守事項）

第1条 規則第1条に規定する電子投票（以下「電子投票」という。）を行おうとする者は、自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）および自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）ならびに函館市自転車競走条例（昭和37年函館市条例第20号）、規則およびこの規約に従うものとします。

（定義）

第2条 この規約において、「電子マネー」とは、規則第2条に規定する電子マネーをいいます。

2 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによります。

- 電子識別カード 利用者を識別するための情報を電子的方式で記録したカードをいいます。
- チャージ 市が指定する方法で現金と引替えに電子識別カードに電子マネーを設定することをいいます。
- 電子投票端末機 電子マネーで車券を購入することができる端末機をいいます。
- 現金自動受払機 チャージまたは電子マネー残額を払戻すことができる端末機をいいます。
- 電子投票窓口 チャージまたは電子マネー残額を払戻すことができる受付窓口をいいます。

（規約の変更）

第3条 市は一定の予告期間をもって市所定の方法で利用者に通知することにより、この規約の全部または一部を変更することができます。この場合において、利用者から異議がない場合は、利用者はその変更を承諾したものとみなします。

第2章 利用者

（利用範囲）

第4条 利用者は、函館競輪場およびサテライト松風（以下「当場」という。）において、電子投票を行うことができます。

（禁止事項）

第5条 利用者は、電子投票にあたり、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- 電子識別カードの偽造もしくは変造または不正に作成された電子識別カードの使用
- 第三者からの依頼による車券の購入
- 車券の買い戻しの請求
- 車券の偽造
- 他の利用者の車券購入の妨害または干渉

第3章 運営

（業務の委託）

第6条 市は、電子投票の業務の全部または一部を法第38条第1項に規定する競技実施法人または私人に委託します。

（チャージ）

第7条 利用者は、現金自動受払機または電子投票窓口でチャージすることができます。

2 チャージすることができる金額は、100円を単位とします。

（車券の購入）

第8条 利用者は、電子識別カードを用いて認証を受けた電子投票端末機を操作することにより、電子マネーで車券を購入することができます。

2 車券の購入は、100円を単位とし、チャージされている電子マネー残額を限度とします。

3 車券の売買契約の成立時期は、電子投票端末機で確認の操作を行い、競輪を開催する競輪施行者が管理する電子計算機で合算されたときとします。

（払戻金および返還金の交付）

第9条 利用者から申出があったときは、法に基づいて交付された払戻金および返還金をチャージします。

2 前項の規定は、運用上または技術上の理由により、当場で発売した車券の売上金が競輪を開催する競輪施行者が管理する電子計算機で合算されなかった場合の返還金について準用します。

（電子マネー残額の確認）

第10条 利用者は、電子投票端末機または電子投票窓口で電子マネー残額を確認することができます。

（電子マネー残額の払戻）

第11条 利用者は、電子識別カードの暗証番号を入力すること等により、現金自動受払機および電子投票窓口で電子マネーの額を現金で払戻しを受けることができます。

（購入履歴の閲覧）

第12条 利用者は、電子投票窓口で電子マネーによる購入の履歴の閲覧を請求することができます。

2 閲覧を請求することができる履歴は、その請求日から60日前までのものとします。

（電子マネーサービスの有効期間の満了日）

第13条 第7条から第12条までに記載している電子マネーサービスについての有効期間の満了日は、第6条に規定する委託契約期間が終了する日とします。ただし、電子マネー残額の払戻については、委託契約期間が終了する日を超えた場合は、本人確認をしたうえで、払戻をします。

（電子マネーの時効期間）

第14条 電子マネーは、民法第167条の規定により、電子識別カードを最後に利用した日より10年で消滅時効となります。

（利用の制限）

第15条 市長は、利用者数が当場の収容者数を超えるおそれがあると判断した場合は、利用者へ承諾を得ることなく、電子投票の利用を制限することがあります。

附 則

- この規約は、平成23年1月13日から適用します。
- この規約の施行の際現に、受託者との間で電子投票を行うための手続を行っている者については、規則の相当規定に基づく電子投票を行うための手続を行ったものとみなします。
- この規約の施行の際現に、前項の規定によりみなされた者に受託者から貸与されている電子識別カードについては、規則第8条第3項の規定により貸与されたものとみなします。